

(別記3)

乳業工場機能強化事業

第1 事業の概要

本事業においては、乳業の国際競争力や生乳の生産基盤の維持・強化を図るため、乳製品工場（乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第12項に規定する乳製品をいう。以下同じ。）及び乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。）において製造されている乳製品のうち、ハード系チーズや脱脂粉乳等の輸入品との競合が想定される品目から、ソフト・フレッシュ系チーズや生クリーム等の今後の需要が見込まれる品目への製造転換に必要な施設・設備等の廃棄及び整備を実施できるものとする。

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 3 第1の補助の対象となる機械・器具・設備等は新品に限るものとし、既存の機械・器具・設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）については、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

第3 応募主体の要件

応募主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会及び乳製品製造を行う食品事業者であって、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- 1 応募主体が施設等の管理及び運営に当たり、適切に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていること。
- 2 応募主体において、自己負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

第4 採択要件

採択要件は、次に掲げるとおりとし、これらを全て満たす場合に限り、事業実施計画を採択するものとする。

- 1 事業実施計画の内容が、第5の成果目標に沿っていること。
- 2 整備を予定している施設等が、第5の成果目標の達成に直結するものであること。
- 3 整備を予定している施設等の能力・規模が、応募主体の規模や過去の業績等からみて適正であること。
- 4 本事業により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障を来たさないことが確実であること。
- 5 本事業に取り組む乳業工場における1日当たり生乳処理量が2トン以上であること。

第5 成果目標及び目標年度

成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

- 1 成果目標
成果目標は、本事業に取り組む工場における転換後の乳製品の製造量の10%以上の増加とする。
- 2 目標年度
本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

第6 事業実施計画書等の作成

- 1 応募主体は事業実施計画書（様式4-3-1）及び機能強化計画書（様式4-3-2）を作成し、地方農政局長等に提出することとする。
- 2 機能強化計画書の計画期間は3年度以内とする。

第7 補助対象経費

1 製造ラインの転換

補助対象経費は、輸入品との競合が見込まれる品目から今後の需要増が見込まれる品目への転換に必要な次に掲げる設備の廃棄及びこれと一体的に実施する整備等に要する経費とする。

また、廃棄に係る乳製品製造設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

（1）機械器具設備

計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、その他乳製品の製造に必要な機械

(2) 設計費等

機械器具設備等の廃棄・整備に係る設計費及び諸経費

2 廃棄設備の残余財産相当額の補填

(1) 補助対象は、1の(1)に掲げる設備等(取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。以下同じ。)を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。以下同じ。)とする。ただし、耐用年数を超えている設備等は対象としない。

(2) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該工場等において(1)の耐用年数以上に設定されている設備等であり、かつ、(1)の要件を満たすもの限り、補助対象とすることができる。

(3) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア (1)又は(2)の設備等(以下「対象設備等」という。)を取得した営業年度(対象廃棄設備の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象設備等の減価償却額は、当該対象設備等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

イ 本事業により廃棄する製造ラインにおいて、対象設備等と当該対象設備等に関する資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象設備等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

ウ 対象設備等について、資本的支出がなされ、当該対象設備等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(1)、(2)並びに(3)のア及びイの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。